

『續燈正統』と聚雲法門〔II〕

長谷部 幽 蹊

三 聚雲法派の形成

1 明季蜀東 仏寺の罹災と僧徒の受難

聚雲法派が發祥した蜀の地は、中国本土の中に在つて西陲に位置し、また周辺を峻峰に圍繞され、交通の便に恵まれていかなかったこともあつて、中原における政權篡奪の闘争に巻き込まれることも少なく、概して長らく平和を享受してきたのであつたが、明末清初期、鼎革に伴う動亂の余波を受け、川東一帯の地域はしばしば兵燹の厄を蒙るに至つた。

明末の崇禎癸酉（六年）聚雲の法嗣の一人である鐵眉慧麗（一五八六一一六五〇）のごときは、夔門において兵乱

『續燈正統』と聚雲法門〔II〕（長谷部）

に値い、その徒悉く害されたが、師のみは僅かに身を以て危機を脱したと伝えられている。^{②③}

翌甲戌（七年）には、張獻忠^③（一六〇五—一六四七）が楚より入つて蜀の地を犯し、夔州府および大寧、大昌、新寧、開等の諸県を陥れ、梁山邑をも侵した。この時涂原は、郷勇を集め之を走らせたとされている。^④

次いで崇禎丁丑（十年）には、李自成（一六〇六一一六四五）が蜀地を攻掠しており、崇禎壬午（十五年）、墊江邑中の白蓮教徒が混乱に乗じて群がり起こり、翌十六年、鐵壁会下の三山燈來（一六一四—一六八四）は、叛徒と戈を交えたといわれている。^⑤

崇禎甲申（十七年）正月、張獻忠はまた楚より蜀に寇し、

夔州府を陥れ、梁山を奪掠し、忠州に侵入した。三月、李自成の軍が京師に迫るに及んで毅宗は萬歲山に縊死し、明の社稷は事実上潰え去った。同年の事に属するが、忠州高城山の陽にあつた永興寺は、殿宇鞠して茂草の場と化した。姚賊が達県北巖寺の大雄殿、藏経楼を焚燬したのもこの頃の事である。七月李自成は西安に奔つたが、獻忠は成都を陥れ、十一月蜀王府を宮となし大西国王を僭称したが、順治三年に川北を出で陝西に入らんとし、鹽亭において敗死した。

明の遺臣は、その後しばらくは朱家の余裔を王に擁立して諸方に抗節し、これに農民の暴動も絡んで凄惨な戦いが続けられたのは周知の事実である。順治二年の前後に川東の郡県は、賊の拠点となつたものが大半を占めた。ただ秦良玉の軍威が大いに振つたことから、南濱への侵攻はなかつたという。順治八年秋に張兵と于李相とが交戦した。この時破山海明(一五九七—一六六六)が、先に聚雲派の法統には真正の拠なしとして、激しく立宗の非を鳴らした当の吹萬の嗣、鐵壁慧機(一六〇三—一六六八)の許に難を避けたのは、万止むを得ざる窮余の策であつたのであろうが、

意外なことに破山一党は、鐵壁から厚く礼遇されたのであつた。ただ「雙桂破山明禪師年譜」には、破山が南濱に入つたというだけで、厚遇されたことには一言も触れていない。それは恐らく、破山と一門の僧衆の胸裏に、虧心の情なきを得なかつたからであらう。

順治己亥十六年(永明王十三年)、川東一帯の地には、烽煙再び緊を告ぐるの事態に到り、舟師は水陸を慌ただしく上下するなどして地方の風鶴を騒動せしめた。鐵壁慧機と会下の僧衆は、露眠野宿を続けながら、辛苦して漸く梁地に辿り着いたという。

なおこの年には、靖南王耿繼茂(?—一六七二)によつて、四川の地が鎮圧されており、聖祖が登極して康熙と改元されたその三年八月には、川楚の地において明室のため清に抗拒せる者が、総べて平定されたと伝えられている。

これより先、明末の崇禎年中に總兵に任ぜられ、清軍と交戦した呉三桂(一六一二—一六七八)は、清に降つたのち、李自成と戦つてこれを破り、平西王として雲南に駐したが、康熙十年、清朝に反逆を企てるに至り、翌十一年には一旦蜀地の全部を手中に収めた。

康熙甲寅（十三年）には、先に一言した達州の古名利北巖寺は、吳三柱の変に次いで潭彭の蹂躪するところとなっている。なお梁山の地は、古くから孔道に当てられていたことから、賊徒出入の衝となり、ために近在の住民は、しばしば苦汁を嘗めさせられることとなった。

ところで世にいう三藩の乱は、康熙二十一年頃になって漸く終熄をみるに至ったものであるが、天下を震撼させた大きな事件であった。その間、頻りに出没した叛徒に侵され、諸盗の竊拠とされた川東の寺刹や、そこに在住修道していた僧衆の多くが、幾度か繰り返して兵難の厄を蒙ったことは、これによって明白である。ここにはその委曲を尽くすまでの余裕はないので、僅かに一斑の事を挙げたに止まるが、以て大凡の動向を察知することができるであろう。

2 蜀東における聚雲・破山両派の法化

明末清初の間、川東では吹萬廣真が他に魁けて忠州に化門を開き、聚雲法派成立の基盤を築き上げた。当時江南では嚴峻なる為人の手段を以て学人を接化した密雲が臨濟の再来と称せられ、盛名を謳われていた。破山海明は密雲に金粟に参じてその法を嗣ぎ、やや遅れて夔州梁山に法令を

全提した。かくして聚雲・破山の両派は拮抗して蜀地仏法の興隆を競勸することとなったのである。

初めに聚雲派に関してであるが、吹萬の主任たる聚雲禪院は、忠州の北一里、三目山の麓にあり、もと荒地であったが、崇禎四年、吹萬がここに擲錫した際、田鍾衡なる者が衆に勧めて開闢し、山門、前殿、後殿、方丈、両廡、鐘樓、鼓楼、小蓬萊、静室等を造営した。かくして紺宇巍煥として州の勝地となり、また聚雲一門法化の本拠ともなったのである。

しかし、聚雲禪院は、明季しばしば兵火に遭って廢墟と化した。乾隆十九年に至るや郡の刺史五松崖が俸を捐て、また僧崑源に命じて托鉢募化せしめ、漸く風雨を凌ぐ程度の小殿を造り、さらにその法孫繼月なる者が独力経営をなし、賀敬夫が郷人の間に募を集め、仏堂僧寮を建てて旧に復せしめんとするの事があった。

吹萬は、聚雲禪院に次いで崇禎十年忠州城西の巴臺禪院に開法し、翌十一年夔州府萬県寶峰山雲來禪院、続いて同地の興龍寺、さらに同十六年重慶府涪州芙蓉溪吟翁寺に住し、次いで石砮三教寺、長溪雲峰山雲集寺、忠州牛首山

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

雲巖寺¹⁵、南濱南城山寶聖寺、忠州の治平寺に晋住しており、概ね忠州を中心とし、その周辺に仏門を開いた事が分かる。

これに対して破山海明(二五九七一—一六六六)は、蜀の果州、順慶府大竹県に生を享けた人で、脱白の後、愁山、博山、聞谷、雪嶠湛然等、当代の諸名宿に問法し、嘉興金粟に密雲圓悟(一五六六一—一六四二)に参じ、崇禎元年密雲より、曹溪正脈來源および信金を付せられた。師は初めに嘉禾の東塔の請に応じ、崇禎五年蜀に帰り、翌年荏州府梁山県萬峰太平禪寺に開法し、崇禎一年には順慶県渠渠祥符寺、さらにその翌十二年には郷里である。慶安州大竹県無際寺に晋住し、翌十三年瀘州江安県の蟠龍寺、崇禎十五年、夔州府開県大寧寺、翌十六年、慶安州大竹県佛恩寺、清代に入り順治九年に夔州府萬県大白巖萬福(年)¹⁶寺に入院、というように、忠州を中心としてその東・西・東南の諸大刹に歴住した後、順治十年、高梁の總戎聖瑞姚公の勧めによって、梁山県の西南三十里、古く覺宮¹⁷が存したと伝えられ、二株の巨大な桂樹が生い茂る地に工を鳩め、大殿方丈僧堂等三十余楹を建造し、頓に大觀を成すに至った。そこで桂樹に因んで雙桂堂と名づけられ、また雙桂禪院、後に

雙桂香園金帶寺とも称せられた。寺後の破山塔は、県内の名墓の一に数えられ、康熙、乾隆、嘉慶の三代に亘り、清代の高名な文人の手に成る題匾が存する。¹⁸なお乾隆二年に、大清龍蔵が編印された時、天下の名藍大刹に総じて百部が贈られているが、蜀省内では、昭覺、雙桂の二大刹が賜蔵の恩典に浴したということである。¹⁹彼の聚雲禪院が兵火を蒙つて廃圮したとされるのに対し、此の雙桂禪院は、清代中期以後も蜀中第一の禪林として盛名を謳われるに至った。蓋しこれら二大刹の興廢は、さながらその後における兩派の命運を象徴しているかのようである。

ここで兩派の關係交渉について少しく述べておくことにする。ただ聚雲と破山、破山と鐵壁との間では、その関わり方に微妙な変化が認められる。

初めに聚雲についていえば、師が金陵の觀音庵に在住していた時、朝宗通忍(一六〇四—一六四八)が来つて、天童に就くよう暗に勧説した形跡が認められるが、聚雲はこれを言下に一蹴している。聚雲一派が密雲系師僧の指斥を蒙つたのは聚雲が開法して間もない頃であったとみられる。師の漢月への書問は、これを承けたものであろう。²⁰漢月蔵

公は懇切に聚雲の問いに答え、師を以て大慧の種艸と認めており、聚雲に対して好意的に応対している。この事に破山は、不快感を持ったようである。ただ聚雲と破山との間に書信の応酬があったのは事実で、破山も初めは雲公を称美していたのであった。⁽²¹⁾

崇禎十三年、破山は一僧、恐らくは聚雲の会下に在った松谷禪人が呈示した聚雲が上堂の語を目にして、漫りに無識の輩を惑わし、枝派を扭捏して宗門を冒籍する者と難じ、遠嗣の事を咎め立てしている。ただ聚雲はこれを知ることなく、崇禎十二年秋に滅を唱えた。

崇禎十七年（順治元年）、蜀江の北岸に遍く戦火が及んだ時、破山も鐵壁も秦良王に迎えられて石柱に入り、三教寺、吉祥庵と互いにその居を相隣りして止住していたことがある。

順治八年鐵壁は、馬崇山の請に応じて石柱の三教寺に開堂した。前述した如く張獻忠は、この年の秋に于李相と干戈を交えた。この時破山は南濱に入ったとされている。『鐵壁年譜』には、破山が難を以て来帰した、と明言されている。そこで鐵壁は、執事に命じて札を具えて破山を迎え、

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

西室に館せしめると共に、賊が略いし所の衣物をみな補足し、款しばしば甚だ優なるものがあつた、と伝えられている。まさに法門の厚誼を存した事というべきであろう。⁽²²⁾

順治十六年、川東の地が再び兵寇を蒙つた際、三山燈來は經幹執事を遣して鐵壁を梁地に迎えしめ、同年三月、三山は師に侍して金城に赴いた。当事護法、文武士庶が争つて伊蒲を設け供を留めること両月に及んだ。この時破山も彼の城にあり、乱に遇うに非ずんば若輩何んぞ一見することを得ん、と相与に甚だ懼ぶ、と『三山年譜』に見えている。

また破山が石寶の吉祥庵を過りし時、鐵眉慧麗が方丈を出て破山に値つて酒を飲み、問答応酬があつたことが伝えられている。⁽²³⁾

聚雲一門の諸師は、危難に際会しては屢々破山等に援助の手を差し伸べ、相会しては厚誼を尽くし迎接したようであるが、破山の側の対応は寧ろ冷淡であつたかに受けとられ、両派の関わりについてもほとんどいふ所がない。ただ護法檀越は、田鍾衡にしても田素庵、秦良玉、馬崇夫馬、聖瑞姚公にしても両派の師僧を分け隔てなく遇し、誠心供養していることが注目される。

聚雲下第二世の法化については、節を改めて取り挙げるとして、次に破山下第二世の動向に視点を移し概括しておきたい。

西蜀に生を享けこの地に開法した破山に参じた学道者達の多くが、蜀とその周辺の出身であるのは寧ろ自然で、敢えて異とするには足りないことである。実際九十名70に上る会下のうち、蜀を本貫とする者は、記録によって確認し得る限りでも三十七名を数える。いまこれを府別に見ると、夔州府 六、成都府 七、潼川府 三、順慶府 八、重慶府 七、瀘州府 二、保寧府 一、嘉定府 一というように、蜀地の中南、東部の八府に及んでおり、²⁸その他の地域が五となっている。

この破山下第二世代では、以下に列挙する諸師の名が著れ、化盛を謳われている。これについて出住の地寺名等の一部と生卒年を併せ記して参考に供することとする。即ち、忠州梁山黃巖 象崖性斑(一五九九—一六五二)、夔州臥龍字水圓 (一六〇五—一六四五)、體宗道寧(一五九八—一六六九)、忠州忠州江百丈 敏樹如相(一六〇三—一六七二)、成都彭縣白鹿 澹竹行密(一六〇九—一六六七)、平

越草堂冰曇 燕居德申(一六一〇—一六七八)、成都昭覺丈雪通醉(一六一〇—一六九三)、夔州開泉鶴峯 蓮月道正(一六一四—一六九二)、貴州安順紫竹 靈隱印文(一六二五—一六六七)、重慶綦江龍潭 慧覺照衣(一六〇五—一六七三)、忠州梁山雙桂 聖可德玉(一六二八—一六八三)、巴州龍潭中峯 雲幻印震(一六三三—一六六九) 忠州梁山雙桂 雲嶠印水(一六二六—一六九三) 等である。破山会下の師僧達は、蜀地の内部では先に挙げた本貫の場合とほぼ同様に、ただ嘉定府を除いた七府内の名山大刹に開法しているが、蜀地以外では鄂、贛、滇、黔、豫、秦等の諸省に広く化門を開いており、その第三世代にはさらに分枝の茂盛を覩て叢席殷昌し、嗣法者の数が、二七八名に上る程の一大勢力を形成するに至ったものである。

3 聚雲下第二世の問法修道と行化

聚雲は、その家法嚴峻にして室中人を驗して擅りに許さなかつたとされている。破山が多くの法嗣を出し著しく宗勢を伸張せしめたのとは対蹠的に、聚雲下では法嗣として燈録に名を留める者は、鐵壁機、三目芝、鐵眉麗の三師に過ぎない。しかし実際には他に例えば、三目と同様に「源

流唱和歌」を付せられた蔚西堂⁽²⁹⁾、美首座、平都の灼然法子⁽³⁰⁾、また聚雲から「慧祖の一観濃く爾船らに在り」と将来を嘱望された隱首座（隱然法子⁽³¹⁾）等は、何れも罷参底の龍象であった。当時湖廣参知政事の職に在った田華国が、いみじくも言明しているように、「その余に師の法を得て、或いは遠く山林に引き、或いは釣を湖海に垂るゝ者、未だ盡悉すべからず⁽³²⁾」、というのが事実であつたとすれば、聚雲の会下も、その人に乏しくなかつたことが判るのであり、それらは朝陽の宗風を継ぐ者である、とさえいえるであろう。ただ現実問題としてこの一派は、先にも述べた如く、源流に抛る所なしとしてその法統そのものが、破山およびこれに連がる一門によって否定し去られたことがあり、それが聚雲下の宗師をして積極的に化門を張るのを躊躇させ、あるいはそこに出世開法を牽制する力が陰に作動することになつたのではないか、と考えられるのである。

なおここに付言しておきたいのは、聚雲の参学者の中では異色の、東旭禪人についてである。東旭は沮漳⁽³³⁾より蜀に入り、峨眉を礼し、南濱を過つて吹萬眞公に聚雲に見え、侍坐の間に常に南北の源について請益した。聚雲は実に抛つ

て頓漸の説に答えた。そうした経緯から聚雲は、初めて東旭が北宗の法を紹ぐ度門誨公の後裔たるを知つたという。因みに誨公とは無跡正誨（一五四五—一六二八）のことである。師は荊南普仰寺に蒼谷老人天柱満秀（？—一五六八）に参じて北宗禪を学び、天柱から法派偈に似た一句を口授された。それは弘に始まり神普と承け、自遠に終る五十六字で、北宗各代の諸師の法諱の上字を連結したものである。正誨は天柱の寂後都門に入つて講席に登り、慈聖太后から千金を賜い、玉泉寺を修し、また度門寺の大通禪師碑を修復したことで知られている⁽³⁴⁾。正誨の弟子に了凡があり、北宗正派を承継したと伝えられる。東旭はこれに有縁の者とみられ、三慧庵主であつた。東旭はたまたま聚雲に留錫したに過ぎないが、聚雲はこれに偈二首、法語等を贈り、懇切に提撕している。当時北宗は後を絶つたとみられており、たといその末裔の存在が一部に知られていたとしても教界の主流からはずれた位置づけがなされるのは必定で、同様の境遇の下にあつた聚雲一門に、東旭がある種の共感を抱いて親近することになつたのではないか、と考えられるのである。

鐵壁慧機の行業

師の伝歴は、明續藏經中の、『鐵壁慧機禪師語録』の第二十卷に収められている「行狀」「塔銘」等によつてあらましを知ることができ、とくに語録に付された萬峰至善編述の「慶忠機和尚年譜」(以下鐵壁年譜と略記)は、師の面目を余すところなく伝える好箇の資料と考えられ、その内容は、近代における禪修行の実態を知る手掛かりを提供するものとみられるから煩を嫌わず委細に亘り敘述することにした。

慧機は、蜀北順慶府營山県の人で、俗姓は羅氏、代々科甲を多く出した家柄である。生年は明末、神宗の萬曆三十二年で、西暦では一六〇三年に当る。

生れて衆と異なる瑞相を具えていたこと、また幼時学ぶや師訓を仮らずして文義に通曉したことなどが語り伝えられている。十三歳の時、兄の無著と里中の大蓬山靈鷲寺⑧に遊び、壯麗森嚴なる境致、寺僧の威儀整肅なる状、また内に有りし一僧の形儀挺異にして語論鋒発なるに接して感ずるところあり、萬曆四十五年元白道人の下に往来し雅意もて玄学を叩問した。翌四十六年には兄無著と共に元白を訪

うている。師が道人に、大事了すべきや否やを問い質したのに対し、道人は、自らも未だ親しく了達するに至つていないとし、その志があるならば濟下の児孫に道をとうべきである、と答えた。元白はこの時、終南山に行き面壁公案に參ずる意向を洩らしている。十七から十八歳にかけて、師は胸中に出世の大事を抱懐しながら志を遂げることができず、悶々と日を過ごしたようである。十九歳の時、一梵僧の庭に來至するに遇い、共に語つて啓発されるところがあり、その際、「釋迦文佛は十九歳にして踰城されたという。汝いま正にその時なり」と出家を示唆され、遂に意を決した。かくして二十歳の時、ひそかに遁れて山行の計を図り、大竹県に至つて善士姚君なる者とめぐり会つた。姚君は師を留め、松間に一室を築造した。ここにおいて師は、昼夜を分かたず跪坐につとめ、苦修三載、疑情頓に発し、惑を積かんとて出關し元白を訪うたが、道人はすでに終南に向かつて去つていた。二十三歳、師は魏安の小院に受業した後、東下して平都の地藏院に灼然に謁し、その勧めによつて聚雲に參ずることとなつた。因みに灼然は聚雲の会下に首座を領した旧參である⑨。かくして聚雲の指示に従つ

て夏滿に開示を求めようとしたが、これを阻もうとする者があったという。たまたま聚雲の丈室を出るに会い、跪いて法要の開示を求めたが、雲大笑して去る、と記されている。未だ機熟せずとみられたのであろう。

天啓五年、師は僧湛持なる者と共に江を渡り、休法師の楞嚴、圓覺等講經の席に列なり、⁽⁸⁾曉暢を覺えたものの、それは己分上の事とは没交渉であるとみなし、冊子を放下すべきことを自らに言い聞かせて聴講を罷め、聚雲の下へ立ち帰った。天啓六年、朝陽老人が鄆陵に來至した。師は聚雲に侍して舟を遡らせて往見し、衆に従って参礼したが、この時老人が班尾にあつた師を認め、将来徑山の道を振興する者は師を措いて他にないことを予見し、聚雲に対し心に留めおくよう指示したと記されている。二十六歳の時、師は朝陽老人について受具し、以後さらに仏道に精勵し、工夫につとめ、漸く大夫士庶の注目するところとなった。崇禎二年、聚雲老人が徑山に上ろうとしたことがあり、その際四衆によって遮留されたと伝えられている。理由は詳らかでないが、後に法孫三山燈來が徑山の行を企てた時にも、結局志を遂げ得なかつたという経緯があるところか

ら、徑山在住の僧衆の中に、聚雲一門の抬頭を牽制し、抑止しようとする動きがあつたのではないかと考えられる。しかし聚雲は敢えて意に介せず、舟を雇い、二行者を伴つて拳を遂げようと試みた。師が潜かに行かんとするのを聞き及んで、御史田鍾衡は、使を瞿塘に遣わし、迎え帰らしめたといふ。⁽⁹⁾

崇禎四年には無心大師が江浙より帰り、聚雲に重ねて本寺に開法されんことを請うた。この時鐵壁は第二座に陞せられている。ここにいふ本寺は、聚雲を指すとみられる。同年、師は人跡稀な忠南の菊隱庵⁽¹⁰⁾を養道の所とし、聚雲の許しを得て止住した。檀信雲臻し、学侶麁至したと伝えられている。翌崇禎五年、師は己事未透の故を以て再び聚雲に涪江に参じている。師は常に室中に到つて咨決すること日に三、四回に及んだが、印証されるには至らなかつた。聚雲はいふ、「わがこの禪は、一団の大火聚の如きものである。汝が近づかんとすれば連皮骨一齐に焼き爛れることになる。汝すべからく此の処に到るべきである。大死幾回かして根を和し、倒断すること一下にして初めて得られるであろう」と、このように師を叱咤激励し、九夏を以て限と

『續燈正統』と聚雲法門(長谷部)

すべきである。命じたのである。これより師は、昼夜を分かたず坐を行じ、仏前に跪参をなし、蚊蚋の血を吮り、寒暑の膚を侵すあるも顧みることなく、息ある死人の如くなり果てたという。

崇禎六年、聚雲が金陵へ出向くことあり、師はこれに随行したが緘黙して語なく、ただひたすら体究につとめ、他事にかかずらわなかつたものの、悟人には至らなかつた。そこで師は、しばらく聚雲の許を辞して天童に参ぜん⁽⁴⁾と、偈を呈してその志を述べた。これに対して聚雲は、「汝ひとたびここを去らば、わが宗旨の負に構わることはなくなるであろう。これまで数年の間辛苦を重ねきたのであるから、我と共に蜀へ帰るにしくはない。汝をして懺毫だに費さしめずして、自然に脱去せしめん」と訓した。かくて師はその命に従い蜀へと帰った。聚雲は簽して師に院事を統括せしめた。鐵壁にしてみれば、何より己事究明を優先したいとて気の逸る折から、それは転た一番の勞騒を添えることと感じられたようである。しかし去らんにも言うべき辞なきに苦しみ、一旦職を受けたからには、全身を放下して常住の事務を処理せんと私かに意を決した。

それより七日を経た臘月八日、衆と共に念誦をし畢つて監院寮に帰り、まさに禪場に登らんとした時、忽然として一踢、覺えず渾身骨碎の境地に至り、大笑止まらず、偈を拈じて聚雲に呈したが、印可されることはなかつた。崇禎七年の一年間、師は監院寮にあつて専ら院事を理し、兼ねて体究にもつとめたので、多少の所得はあつたものの、玄要宗旨については、なお通徹し得ぬところありと、自らも感じとつていたようである。思うにこの三十一歳から三十三歳にかけての凡そ三年が、師の学道上の苦悶が絶頂に達した時期であつたといつてよい。祖闕透徹するを得ず、胸次未だ灑然たる能わず、百計千方を以てするも如何ともするなく、ただ一味壁立万仞、湊泊の処なき状況に立ち至つた。

翌禎八年には、万計窮まり力尽きて起手のすべなき有様であつた。一日静坐の間に忽然として大徹し、微細に従上来の諸事を理し、臨濟の玄要、洞上五位、雲門三句等五宗の祖意敬意に通達し、まさに庖丁もて解牛をなすの勢いであつたという。かくて入室し所悟を通ずるに、聚雲は古今の誦訛因縁等を挙して師に問うた。師は問いに随つて之に答え、何れも雲公の点首するところとなり、遂に首座に挙

げられた。⁽⁴³⁾ 聚雲は上堂して大衆に、未了の公案あらば第一座を借りて共に商量せよ、と普告し、慧機に命じて分坐兼払せしめたのであった。

九年（一六三六）師は聚雲の許を辞して菊隠に帰り、しばらく退隠せんとしたが、聚雲ならびに田公の勸説によって首座寮に入って聚雲の化を扶けることとなった。一日、普説の際に聚雲の問いに進語し、雲公をして徑山の血脈なお吾に在るが如し、と喜悅せしめたと伝えられている。

崇禎十年、師は聚雲下の首座寮に在って兼払をなし、これによって一衆觀を改めるに至り、隱首座の声名は人口に嘖嘖たるものがあつた。翌十一年には興隆寺⁽⁴⁵⁾の首座寮に在つて衆を化導した。

崇禎十二年、密雲圓悟とその嗣三峰法藏との間に宗義を廻つての論争があり、これは師を概歎せしめた痛恨事であつた。その年七月三十日聚雲老人が遷化された。よつて郡の縉紳四衆等は、本寺に就いて開堂されんことを師に請うた。師は一旦請に応じたが、墓側に慮して守塔三年、山間林下に聖胎を保養し、時を俟つて化を行することを希望し、衆に告した。かくて塔傍に結廬したが請益する者多く、虚日

なき有様であつた。聚雲下久参の士雙松を誘掖して、契悟するに至らしめ、西堂に陞せたのはこの時であつた。

崇禎十四年、鄆陵の巨商冉開明なる者が、平都山下⁽⁴⁶⁾に地藏院を建立し、師に住持たらんことを請うたが、三年廬塔を決意したからとてこれを辞した。しかし開明は、聚雲の舍利を迎えて院後に建塔し、師が志を遂げ得るよう便宜を計つた。よつてもはや辞すべきもなしとて請に應じて入院した。けだし平都は蜀における名勝地の一であり、院は莊嚴妙麗にして蜀東に甲たるものといわれた。⁽⁴⁸⁾ 衲子は接踵して来山し、名衲にして秘かに至り参ずる者も少なくなかつたやうで、英傑は優に千五百人を数え、公卿の問道求法する者、また一、二数にて収まらず、熊湛部自福、劉憲副虔所、沈省元等⁽⁴⁹⁾は中において最も著われた部類であつた。このうち自福は師の言下に開悟し、法嗣の列に加えられている。院中の規繩は肅せずして自ら整い、法令は約せずしておのづから嚴なりき、と記されている。

崇禎十五年、相国陳公の夫人が師に帰依問道し、また石砵の宣慰秦良玉（一五八四—一六四八）⁽⁵⁰⁾は、その孫馬萬年⁽⁵¹⁾が職を嗣ぐことになつたのでこれを祝禱し、壽山、古雲二

座を遣わし、銀兩を寄せて僧に飯せしめ、法語を求めた。ここに師の法道一時に旺んとなったが、魔難も起こり秘かに悪事を作ることがあった。この年、師は石楼昱に付嘱して成都へ帰らしめた。峨眉に掩閑していた眉山甫公は、楼喜二禪人が齋らした平山録を閲して頓に穎脱を得、鄴都に來たり参じたのであった。

崇禎十六年、師は司理陳蝶庵、涪州^(註)の摺紳文孺白等の請に応じ、涪陵芙蓉溪吟翁寺に入院し上堂した。これより先、文孺白は師を三請したのであるが、師が肯んじて起とうとはしなかつたため、陳公と語らつて改めて入山を請い、意を遂げたという次第である。

師の門人熊月崖は、先に荊州の惠藩国主と議して荊城の護国寺に師を迎えんとし、疏すでに就くに至つたが、偶々寇に遭い、秦良玉に迎えられて石砦に入り、太平寨を過り、茂宇蘇に請われて吉祥菴に入ることになったのであるが、間もなく良玉が白牛の石峰寺に師を迎えた。順治元年のことである。ここにおいて黄近來、吳天谷、寥維義、瞿不荒、田素庵、江海籌等諸太夫の参問に応えたのである。時まさに争乱の頻発するに際会す^(註)。中において良玉の軍威は大い

に振るい、南濱のみは安全地帯と目されたから、諸当事の多くがここに至り寓した。よつて兼ねて鐵壁の化に浴する機会にも恵まれたのであった。かくて師の道譽は愈々高まり、それに伴つて師に対する良玉の外護も益々厚きを加えた。曾つての檀那にして師に倚つて活きる者は無算といひ、座下は実に数千指に近かつたと記されている。

順治四年には寶峰の三巴掌が清泉より來至した。年譜には、弟兄あい共に甚だ懼ぶ、とあつて、その時の問話応酬が録されている。十月、秦府の中軍桂森なる者が石寶に龍藏を開き、師に陞座を請うている。そしてこの年の暮に別駕田素庵が師を訪うた。素庵は聚雲と親交があつた侍御田鍾衡の嗣子であり、三代に亘り布金最も厚しといわれたこの一門の篤信の居士であつた。鐵壁は、このように多くの有力な檀越に恵まれたから、打ち続く動乱のさ中にも日用に事欠くことなく、化を揚げることができたのである。

順治五年には、夔郡の司馬江、鄴陵の文学除公等が相い繼いでその子を送つて受業せしめている。至善、幻敏がそれであり、共に聚雲法門を荷担し盛大ならしめる上に与つて力があつた。ただそれは後年の事に属する。この夏、師

は太保公に最後の大事について示教し、八月には桂森に請われて大方禪院に無遮大会を設け、水陸の道場を啓建した。九月、首座眉山に乗拵せしめ自らは石峰院に退き、十月、青山の聖仏に遷り、冬期安居の会を結んだ。禅侶が四集し衆五百に至る、と見えている。三山燈來が再参したのはこの時である。⁽³³⁾

順治六年、師は三年の限を立てて青山に禁足した。相国東山居士が書を致して一面の示教を求め来り、使三度往返したが終に就くことはなかった。⁽³⁴⁾

順治八年、師は石砮の宣慰馬崇山の請いに応じて三教寺に開堂した。この頃破山が難を避けて来山したことは先に述べた如くである。

順治九年、長溪靈峰山雲集寺に出住、ここで三山に付法し上堂した。五月、馬公は使を遣わして来迎、七月夏を解き、八月靈峰から退き九月に南濱へ赴いたが、十月再び三教に入った。折しも烽煙切りに緊を告ぐるの状況に立ち至り、中臺寺へ退居した。

師は南濱に在りし日々を想念すること久しく、乱に遭遇した故旧の安否も気遣われたので、故居へ帰ろうと思ひ立つ

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

た。順治十年のことである。まず聚雲塔を掃わんとして道を靈峰にとり、楠木嶺を越えた。師の門人達はあらかじめ師の逸老の所として忠州南岸の地を卜し慶忠院を建立していたのであったが、總戎袁聯宇は師の入境を耳にし、書を致して面謁を求めたので、師は江を渡って玉山の竹菴精舎に館したのである。袁公は一見して師に傾倒し、崇聖院に説法を乞い、玉山の麓に几雲菴を立てて寅夕問道した。長陽侯胡瑞吾も師を府第に迎え、府内の鎮將塔と帰依問道し、他に大司馬張公、小司馬毛公、学憲楊公、大守吳公等が、おのおの書を寄せて開示を求めたので、師は逐一これに応えた。

順治十一年、先年梓行された『聚雲廣録』が兵火に罹つてその過半を失うに至つたため、師は工に命じて重刊せしめた。⁽³⁷⁾ この年、寶善居士の依嘱により、三山を崇聖に主たらしめ、自らは給侍等二十余人を率い、江を渡って慶忠院へ赴いた。皖国劉公、ならびに総戎張公等は、官を遣わして僧に飯し、且つ性遠、性山、性海を送って給侍たらしめた。四月には汾陽啓に付法し、山岳に止まった。

順治十二年喬松億、楚雲映に付法、この年『慶忠集』二

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

巻が成った。解元李井仙、中書舍人楊楚、陳兵道、程民部曹門、曠方伯譚邑等からの問道の書に答えるなど、道俗化導の業も漸く繁忙の度を加えつつあった。十月、江を渡つて玉山を過り、總戎寶善居士に遮留されたが、その冬牛首山に登り、道に塗井を経、副戎王用庭の問道に答えた。用庭は幾ばくもなくなく旨を領じて印記を受け、号を一喝、諱を燈供といい、嗣法門人の列に連なることとなった。

順治十三年、總戎陳貴榮、副戎郎初開、都寺三空泉等の請に応じて梁邑の方斗山棲賢寺⁽⁶⁾に任じた。一時の龍象蝟集し、その数六千余指、殿堂湫隘にして容るる所なき有様であつたという。四月、仁壽侯潭養玄、大中丞楊守知、少司馬胡際亨、監紀陳嵩愷等が幣を致し、使を遣わし、書を持せしめて問法し、冬夏の結制には朝暮に参請をなしたのである。戊子斗、青山に在任せし時以来、その法席の盛んなること未曾有と評されている。

翌十四年、師は棲賢に止まって専ら接化につとめた。四月、長楊侯の夫人蔣氏が、就いて比丘尼戒を受け、燈鑑、妙徳の号を授けられた。これより先、妙徳尼は桐柏山に閉関して省発を得、所解を呈した。師は本色の鉗錘を以てこ

れを策励した。かくて尼は深く堂奥に入り、印記を蒙り秉具するに至つたのであつた。この間師は、道俗の問道に答える傍ら、初祖影贊 六章、咏古風・山居各十二章、松竹・梅柏各十二章、爆竹頌 几雲雜頌七百二章、勝熱吟、念仏歌、参禅歌、経行歌など多くの歌頌を造り題詠を成じた。

順治十五年、師は太平の席を退いて福城に赴いた⁽⁷⁾。それを知つて衡山炳は門人を率いて来り謁し、師を遮留したが、幾ばくもなく牛首山雲巖寺の監寺、四惟、埜野二公が、王用庭、傅淨美等と共に、山中に結夏せんことを請うた。よつて師は雲巖寺に行き上堂、この時眉山甫公が山頭に詣り省覲し、請われて座元寮に入つて首座位を領じた。衆これを耳にして股栗せざるはなく、諸方の尊宿は挙つてこれを畏敬した、と伝えられている。九月、江を渡つて慶忠に之ぎ、十月には玉山に返り、崇聖を過るに、旧護法の旧護法紳に留休せられた。十二月、大軍南下し、舳艫尾を啣み、千艘相い貫くの状を呈した。これについては先に少しく触れた如くである。

順治十六年、川東一帯に舟師が上下し、水陸ともに騒然たる状況にあつた。五雲の三山燈來が執事を遣して迎えた

ので、これに応じ高粱を過り、輿に乗じて五雲に向かった。従う者数百人、一行は難波の末数日にして梁地に到達し得た。三山は衆を率いて師の到来を歓迎した。かくて禅柄漸くここに輻輳し、荒乱の時にあつてなお五千指を数えたとす。總戎姚聖瑞、邑令曾舜聘等はこれを伝え聞き、師とその門人達のために供米数百斛を致した。三月、三山は執事を率い、師に侍して金城に赴くに、諸当事士庶当は争つて伊蒲を設け師に供養した。この頃破山もまた金城に在つたが、師の到来を知り、一見して与に權擇を分つたとされる。両派の間に和解の氣運が開かれつつあつたことが知られる。五月、師は五雲へ引返し、ここにおいて頌古三百余篇を著した。七月、中軍王含輝は、高峰の衙署に宅を捨てて寺となし、師に居留されんことを請うた。よつて八月これに進院した。座下の参徒が、耳順に近い師の為に逸老の所を七斗峰下に創せんと図つたが、師は肯んじなかつた。順治十七年、師は山下に数百頃の土地を開墾して衆僧の食用に備えしめた。六月、妙徳禪人から請を受けたがこれを辞し、八月には川東雲安向侯が師を迎えんとしたが、疾と称して起とうとはしなかつた。しかし再三に及ぶ、そし

『續燈正統』と聚雲法門(II)(長谷部)

て彼此術を尽くしての侯の招請に、止むを得ず一旦これに応じたが、十月には退院し、忠南の界を経て月余にして忠郡に達した。そして当事の請に應じて護法院に説法し、聚雲の塔を掃い、曹溪において袁實善の至るに会し、旧化の地たる玉山の崇聖⁶⁴に入った。順治十八年、向化侯が官を遣わし、舟を具えて迎請したので、師は磐城に入った。侯は叛乱に斃れた多くの犠牲者の供養の為、水陸薦悼の会を建てるのを望んだのであつたが、弘法を優先したいとの師の意向に副つて、錦江の南、南濱寶勝禪寺を弘揚の地となし、龍蔵を開き千日の禅期を立てることとなつた。この年世祖が卒し、玄輝が登極して康熙と改元された。

康熙元年に童眞至善が法を付せられている。これより遡ること二年、師は善公を印証せんとしたが、なお年少であつた為、他との均衡も考慮して、暫く時を俟つことにしたようである。童眞に次いでその同学竺峰敏にも偈を付して、大法を荷担し祖宗を紹承し、家業を料理せんことを依囑した。

康熙二年、雲南の臬司を罷め、綬を解いて田士に帰していた涪陵の文葦庵が南城の山寺に師を訪い、暇日には相共

『續燈正統』と聚雲法門(長谷部)

に行録の纂修に当り、また時には室中に入つて請益した。幾ばくもなく公は、師を辞して涪陵へ帰つたが、一日跣跣端坐し、自若として世を去つた。四月、一門人が聚雲祖塔燬損の状を訴え來つたので、師は自ら衣鉢を捐て、玉山に赴き、曾つての聚雲の会下にあつた諸子にその事を伝えたところ、日ならずして施物筭に盈溢した。そこで師は司事に付してこれを鼎新せしめた。またこの年には、九峰般若燈譜を初めとし、廻龍普門燈顯、慶忠燈向、東明惺徹燈法、天元體如燈慧等に付法している。

康熙三年、法眷の善化一が閩州椒山の海雲寺より、洞宗弘鑑和尚の法子天則禪師上侯の詩を齎らしたことが録されている。⁶⁶ 四月、法語を為り、童眞善公に書状を送つて江南へ赴かした。鐵壁の童眞にかける期待は大きく、法愛もまた格別深かつたとみられる。童眞は、嗣法の後も師の膝下に書状の職を領し、奉事して生を終えんことを望んだが、鐵壁は、奉事するの節は小なるも、弘揚の任は大なりと訓して去らしめようとしたのである。因みに鐵壁自身も徑山に上り掃塔する志を遂に果たすことができなかつたから、一縷の望みを童眞に托し、徧く諸方に謁し、集大成を期す

べし、と宗派の将来をこれに囑したのであつた。

康熙五年、向化侯譚養玄、總戎任履素、那牧肇孔を始め諸搢紳が、師に古刹治平寺⁶⁷の重建を請うた。よつて師は工を起さしめ茆舍數十、重閣七楹、大雄殿、天王殿、左右兩翼の諸樓、腹屋、雲寮塔、およそ叢林に欠けるところを補つてこれを整備した。

康熙六年、この年舟を夔門に放ち、大守熊拙溪、重夔の程總戎を訪問し、次いで棹を瞿江に返し曇華に三山來、また慈祥遠の法席を視察し、その冬、衆に請われて陞座した。

康熙七年鐵壁は、眉山甫、高峰億等に命じて信衣手書を持して楚に入らしめ、童眞善にこれを寄託せしめた。その書信中には、「老僧の上座にあるや、魚の水あり、鳥の翼あるが如く云々」の語が見える。よつて以て兩者の親密不離の関わりを窺うことができよう。師の会下に多くの嗣法者がある中で、真に衣鉢を繼ぐに足る者は、善公を措いて他にはないことを、内外に告知しようとしたものと思われる。童眞は生來謙讓な性格の持主であつたらしく、また鐵壁門下では一世を隔てる程年齒の少い部類に属したから、上臈の者には一步を譲り、とくに三山には師礼を以て対したと

伝えられ、また決して師の寵を恃むことはなかった。

鐵壁はこの時分に至って、自らの命数が幾何もないことを予知していたもののように、衡、眉、喬三上座に対しては、先に師に代って屢々衆を領し化導に當った勞を犒い、夫々に法衣一襲を寄せている。八月中、師は偶々微恙を示された。しかし坐すること多くして睡少なく、時に六度を譚じ、精進を尚び、あるいは指掌を堅てて禅機を弄する、などの事があった。九月十一日、遠方に在って化を樹てる者を除き、近在の寺庵に在る者を悉く呼び集め、「老僧に三事あり、三山の来るを待つべし」と告げられた。しかし三山の来到が遅れたので、衆僧が代って請問せんとしたが、師は口を閉して敢えて語ろうとはしなかった。三山がすでに南下したとの報に、嗟嘆これを久しうし、遂に偈を書し、向化侯、郡守劉公に別れを告げ、また門人に対しては、「汝等程式に違ふこと勿れ、謹んで遺規を守れ、即ちこれ報徳なり」と説き、また「われ去りて後、麻效を披し、俗例に徇うことを得ず云々」と戒飭し、精進に力むべしと訓され、安坐して化を遷した。火浴の後門人達は、遺命に基づいて高峰⁽⁸⁾と治平との両処に建塔し、且つ舍利の一分を聚雲塔の

『續燈正統』と聚雲法門(II)(長谷部)

傍らに収め、昔年の盧墓の願いを遂げしめんとしたのである。

師の主法は三十二年に及んだが、その間、度門の弟子は実に一百七十余人を数え、嗣法の門人は、石樓昱等二十⁽⁹⁾二名、公侯藩郡文武の士大夫にしてその門に登る者一百十余人、得法の居士五人、問道するも未だ記別を受けるに至つてない者二十一人を数えるが、これらは何れも官界に重きをなした要人達であった。仏法の衰萎が頻りに話題となつた当時であつて、破山の一流と共に、師の門庭は殷賑し盛大であつたことが知られる。

三目⁽¹⁰⁾慧芝とその門下

師は忠州の劉氏に出で、東明寺に落髪してのち聚雲に参じた。聚雲は、師に接するに本色の鉗鎚を以てしたと伝えられる。その会下に在って力究すること数年、能く心要を明らかめ得て院事を総べ、次いで西堂の職に充てられ、「源流唱和歌」を付せられた。それは鍊牛徳遠が朝陽に示した一派の源流頌に、聚雲が和して称道した唱歌で、頌と共に付法の証として与えられたものようである。それには、瞿曇薪火を伝え、西天の諸祖通伝して達磨に至り、東土六代

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

を経て南嶽から大慧、さらに朝陽に連がる聯燈の祖師による禅法流伝の次第、諸祖の禅旨が頌述されており、大慧の忌日に当り、供養の具とせんとしたものであった。

師は得法の後、聚雲、巴臺⁽⁷⁴⁾に出住し、晩年に萬松の法席を董しており、併せて六座道場に化を揚げ、語録八巻が梓行されたといい、上堂の語は『續燈正統』に一部抄録されているが、語録は伝わらない。従つて生卒年、伝歴等を詳らかにしないが、同門の兄鐵壁は、康熙五年に三目の墓塔を掃つた事が記録に見えるから、これより少し以前に化を遷したものと推測される。

師の法を嗣ぐ者に、雲巖古、覺樹世、岫巖燎三師の名が伝えられている。⁽⁷⁵⁾ そのうち雲巖は萬松に師席を襲い化を開いたが、平生身を律すること厳にして、その説く所人の記録するを許さなかつたという。覺樹世は三目に侍して源底に徹し、印心してより後、浯江に跡を混するもの十有六年、康熙五年に慶忠に錫を移し、次いで聚雲に主となつたことが知られる。岫巖に至つては、僅かに上堂の語の一部が伝えられるのみである。如上の動向から、この一流には表儀とすべき人師に乏しく、門廡傾頽の兆しが認められること

は否み得ない。概して隠跡韜晦の傾向が強いのは、朝陽を範としたものであろうか。

鐵眉慧麗とその禅風

師の諱は慧機、号を鐵眉⁽⁷⁷⁾、また三巴掌の別号で知られている。北直眞定府趙州栢郷県の人で俗姓は李氏である。中歲天台無盡禪師について披刺した。無盡の伝歴は明らかではないが、頭陀を行じた人のようで、師はこれに従つて山間を鍊磨すること十六年に及んだという。このように長年に亘つて慣閑を遠離し、形心の清浄を志業して抖擻の行修につとめたことが、道力化功を一層高めることとなり、やがて能祖のごとく一字不識を標榜し、直捷なる接人の機用を發揮した。それが趙州万里外の弟子として、聚雲に器重されることに連がることになつたのであろう。⁽⁷⁸⁾

崇禎六年、衆を率いて川の峨眉に來つて衆に飯し、夔門に転じた。前述の如くたまたま兵乱に遭い、その徒悉く害せられたが師のみは辛うじて難を免れて忠州に帰るを得た。そこで郡牧馬少遊にめぐり会い、馬公の紹介で吹萬眞公に謁し、その会下に投ずることになった。吹萬は、「わが家人來れり」といい歓迎した、と伝えられる。師は自ら願ひ出

て儼掃の事に任じたときれている。当時聚雲の門下では鐵壁が首席を領し衆を督励していた。師は、十有余歳も年少ながら氣鋭の首座鐵壁慧機の指示に従つて入室し、まず「萬法歸一」の公案を授けられて話頭に参ずることとなり、苦修すること数年⁽⁷⁹⁾、漸くにして入所あり、聚雲の上堂するを俟つて問答商量し、工夫に一段の進境を示したものの、その後さらに決死の覚悟を以て間断なく参究に励み、遂に省悟の体験に至り得て鐵壁の点検を受け、この時初めて三巴掌を自称した。それは師が聚雲に開示を蒙つて以来、専ら撫掌三下に参じ、これを究め得た自信のほどを示すものといえる。

次に三巴掌の禪風についてであるが、聚雲も曾つて学人を接する際、しばしば撫掌三下⁽⁸⁰⁾の法を以てしたことがあり、門人の中にはこれに倣う者もあつたようである。巴掌はこれを聚雲から取得して自家葉籠中のものとなし、古人の棒・喝・一指頭の機関に比肩し得る接化の手段として完成せしめた。そしてそれは巴掌が、生涯受用不尽底の活作略として自在に駆使したところのものであつた。それを号としたのは自然な成り行きである。巴掌は文字不識⁽⁸¹⁾を公言して憚

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

らなかつたといわれるように、語言を仮らず、行動によつて直下に捷巧に禪要を開示したものとみえる。その参学の初めに師は、胸中に一元字脚を著せず、何等を仏法となすやをも知らず、大疑団を発して心源に徹することを得た。それは頭陀の行者としての強韌な意志と持久力、離著の業等の然らしめるところであつたといえる。師は三掌に佛法僧の三宝を包摂し、長掌の打三下を以て、空空無説、黙、無言、忘言等、知識見聞を絶した真実義を端的に全体現成せしめようとした。その十五指に、一々の指端に光明を放つと称讃されている。巴掌を以て微妙の法を説破したと評された所以であり、三巴掌の名は、楚蜀の教界を喧動したものである。

いま一つの号である鐵眉は、聚雲が臥褥に在つた時、師は勞をいとわず九日間食せず侍して看守つた。これを熟視するに眉宇さながら鐵の如くであつたところから、聚雲が師に授けたものという⁽⁸²⁾。譚正乾居士はその形状について蚕眉と形容している。何れにしても太く逞しい眉の持主が想像されるが、それはまた頭陀の行者が発散する強烈な体具、人格的印象を表わすものともいえよう。

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

師が聚雲の会下に在って當時、夜は佛に面して跪坐し、月に伏し、(日中には)身を裸にして日に露わしたりしたとされている。その魁偉な風貌⑧4と、頑健な体躯による以身說法は、迫力に満ち、野性的な力強さに溢れたものであったと思われる。巴掌の、この優れて行動的な異色の禪風は、一方において考古校勘的末節の究明に拘泥する風が漸く顕著となりつつあった当時としては、出色のものとして光彩を放っていたとみられるのである。破山が吉祥庵を過つた時、師は方丈を出て山に会い、飲酒の次いで問答応酬が為されたことについては先に一言したが、飲酒云々とあるところ、巴掌の磊落な生きざまを髣髴とさせるものがある。師が時に趙州三巴掌と呼ばれたことから知られるように、趙州の再来として畏敬された。聚雲は化を遷すに先立つて、偈を書いてこれに付した。その語中に「実に老僧趙州萬里外の弟子」と見えている。師もまた日日、趙州の茶を喫する者として自ら任じていたようである。師は隨語生解の行き方を斥けたが、それでも語録一冊を留め、上堂、開示の語の他に若干の詩偈が伝えられている。それは格律に拘泥せず、長短も不定で、奔放自由に瀟灑な境涯を詠い上げた

ものであり、まさに野人の面目躍如たり、といえるであろう。⑧6

崇禎十四年、師は夔州府石砮牛南山華嚴寺の請に応じ結制上堂した。次いで同じ府内の萬県寶峰山雲來寺に開法し、さらに萬県大佛寺に晋住した。甲申(順治元年)の秋、師は工部熊公月崖居士と共に湖廣の施州衛⑧7に入った。萬県東南に当る地である。熊公は曾つて聚雲に参じ、鐵壁に傾投して嗣法門人の列にも加えられた久参の居士である。丙戌(順治三年)、師は兵乱によって南濱の瑞光洞に錫を移した。楚の鳳衛侯牟公は、師の語録を閲して讚嘆し、先に巴掌が入來した折、師に接する機会を逸したのを遺憾とし、陳化字公と共に來化を請うた。かくて師は請に応じて施州に入ったのであるが、微恙を示し、衣鉢を門人耳庵高に付して長往したのであった。行状には、その時師が到來し通過した地点や寺名を記していないが、塔が都會の觀音山熊耳庵に建てられたということであるから、恐らくここに迎えられ、幾何もなく滅を唱えられたものであろう。熊耳とは、巴掌の寂後にその嗣耳庵が継席演法した、施州衛三渡屯觀音山にあったそれであろう。譚正乾が撰した師の行状は、記述内容が簡略で、ただ世寿を挙げ、語録一卷が存したことに

触れているだけで卒年等は記されていない。しかし『續燈正統』は順治庚寅十月初十日としている。これによると、西暦では一五八六一一六五〇の在世となる。また正統には行状にない記述が存する。それは師が、牟公の請を受けた際、疾と辞したということ、それに対し牟公が僧俗に肩輿を以てして迎えしめたという点である。このような事例は、

勅召を辞した場合にも聞かないところであり、熱意の表れといえなくもないが、敬重する者を遇する法とはいいい難い。若し問法が目的だとすれば、病者を迎えるのは意味がない。辞退したということは、開法の意志がない、乃至はそれに耐え得ないと師自身が判断したからであろうから、無理にこれを起たしめるのは強引の誇りを免れない。正統には続けて巴掌に至るや、檀越陳化宇の子贊伯が開法を請い偈を授けられ、雲衲市集したと記されている。

ところで巴掌の法嗣たる耳庵嵩は、順治六年、巴掌の遺命により檀越に請われて上堂したとされており、その法語中に「三巴掌先師に供養す云々」とあるところから、巴掌は庚寅年には既に在世していなかった、とみななければなるまい。然るに『三山年譜』にみれば、巴掌は、順治六年十

二月、施州衛の鳳衛侯牟公封翁、化宇陳公による熊耳の請に応じ、その時預め三山を延いて記室に充てたといいい、翌庚寅七年に三山は施州衛に入ったことになっている。そしてそこには巴掌が耳庵に付法して脱去したとも記されている。正統に巴掌の寂年が庚寅となっているのは、同じ編者の手に成るものであるから当然である。

巴掌には、毒害されたとの風聞が存する。その事については、先に「鐵眉三巴掌の急逝をめぐって」の中で触れているから、ここに重ねて論及することはしないが、示寂の年次について一言付け加えておきたいと思う。

「三巴掌和尚行状」には、師が請せられ、既に至るや微疾を示し、衣鉢を耳庵に付して円寂した、とあり、施衛入りから謝世に至るまで、極めて短い期間であったように受け取られるのである。實際師の法縁に連がる者達は、その脱去の速やかなことに注目している。巴掌の死をめぐって不自然な動きがあり、そこから毒害の疑惑も生れたのであるが、緘口されていたらしく、事が発覚するまで若干の時日を要したと考えられる。

なお巴掌亡き後には、これに参じた遺弟教導のこともあ

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

り、速やかに師席を継承して化を開く必要があつたに相違ない。こうした場合、忌辰の月日はそのまま伝えられ、年々齋が設けられるのが常であることから、巴掌は、正統が伝える寂年を一年遡つた順治六年十月初十日に滅を示し、同月十五日、その嗣耳庵が上堂して師の供養を陳べ、熊耳に開法した、とするのが可能性の高い一つの見方である。巴掌の嗣耳庵は、玉眉亮(一六七七頃)に法を付嘱し、次いで氷絃法一(笑旨(空法?))と順次相承け、聚雲派下の一分脈を伝えたのである。

注

- (1) 清代には川東道の称あり。重慶、夔州、綏定の三府と、忠、西二州を含む。
- (2) 鐵眉の伝中にいうところ。『續燈正統』卷一七―四。中華藏第二輯一七七冊、卅續藏經は、二乙一七一三―五(影印本、一四四冊)、新纂大日本續藏經では、その八四巻に収録。
- (3) その人を殺傷すること多きは、黄巢に百倍す、といわれている。『明史』卷三〇九―二。新文豊刊二十五史所収。『清代名人傳略』上、二五八。
- (4) 『明史』卷三〇九―九。朱言詩等修『梁山縣志』卷一〇―一〇。
- (5) 『高峰三山來禪師年譜』一三。以下「三山年譜」と略記。

中華藏二一五八所収。

- (6) 『梁山縣志』卷一〇―五。
- (7) 『達縣志』卷一〇―二九。
- (8) 秦良玉は、馬千乘から石砮宣撫使を引継ぎ、のち功によって指揮使、總兵官を授けられているが本拠は石砮で、活動もここを中心としていた。聚雲一門が化を開いた地域、破山年譜その他関連した記述を彼此考較すると、ここにいう南濱は、石砮を含めた忠州一帯の地を指しているように思われる。その根拠として、例えば順治八年、破山が難を南濱に避け、鐵壁に依附したとされているが、その時鐵壁は石砮三教に在任していたこと、また東旭が峽眉から南濱を過り、吹萬に聚雲に見えた、とされていること等が挙げられる。忠州は唐宋の一時期、南賓郡と呼ばれたことがあり、音通で南濱と書くことがあつたとも考えられる。南賓の治所は酆都縣東南七十里の地で、古南賓縣、明代には南賓里と呼ばれていた。他に忠州とは地を隔てるが、成都の南に南濱がある。これについては後に触れる。『蜀中名勝記』卷一九、ほか。
- (9) 『治平鐵壁機禪師年譜』二九紙。以下「鐵壁年譜」と略記。
- (10) 「鐵壁年譜」三九、十六年己亥の条。
- (11) 『清代七百人傳』中、七六九頁。
- (12) 蕭一山『清代通史』卷上、四四四頁。但し実際には、その後も反乱は続発している。
- (13) 聚雲の「行状」には、侍御田公無無居士とある。これと

同一人か。『吹萬禪師語録』卷二〇、附。中華藏二一五八、以下「吹萬録」と略記。

(14) 吳友麿修『忠州直隸志』卷三二一八。

(15) 山は忠州の東五十里にあり。牛頭山ともいう。山上に雲巖寺あり。雲崖と書するも同一寺であろう。

(16) 『破山禪師語録』には「萬福」、「雙徑破山明禪師年譜」(以下「破山年譜」と略記)には「太白唾萬年寺」とある。

(17) 学舎、学校、とくに諸侯の学をいう。

(18) 段宝林、江溶主編『中国山水文化大観』七八二頁。

(19) 『梁山縣志』卷三二一六。

(20) 年時は、崇禎六年とみられる。「答成都吹萬長老書」『三峰和尚年譜』六年癸酉の条、『吹萬録』卷一七八、卷五一一五、卷一〇一四、卷一〇一六参照。また陳垣『明季滇黔佛教考』五〇頁以下併せ参照。

(21) 『吹萬録』卷一〇一七。

(22) 後に費隱が面授嗣法の要を強調したのは、この事を念頭に置いての事であろう。

(23) 「破山年譜」および「鐵壁年譜」八年辛卯の条参照。

(24) 破山が初め梁山縣金城寺に出生したのは順治九年であった。雙桂堂は金城塞の南に位置した。

(25) 忠州東九十里、大江の北に石寶山あり、清初に石寶塞と名づけられた。四方を山に囲まれた一大石山、石柱への要路。山川早水『巴蜀』二九四頁。現今は觀光の名所として著名。

『續燈正統』と聚雲法門(II)(長谷部)

四川の堡寨については、鈴木中正『清朝中期史研究』一八五頁以下。

(26) 鐵眉の磊落な人柄を偲ばせる逸話といえる。破山も氣を許していたものであろう。『鐵眉三巴掌禪師語録』機縁の条。以下「鐵眉録」と略記。

(27) 陳垣氏は、破山派として一百十人を挙げてゐる。『明季滇黔佛教考』二八頁。

(28) このうち資州を成都府に、忠州は夔州府に含めた。『新元史』卷四八、地理志一九。

(29) 『吹萬録』卷八一三、卷九一九、卷一三三三参照。

(30) 灼然慧澤は早く聚雲会下に上座に列せられ、平都地蔵院に在つて宗門の柱石と目された人。『吹萬録』卷一〇一七、卷一一一八、『鐵壁年譜』五紙。

(31) 隱然は鐵壁のことを指すとみられるが、今はしばらく別に挙げた。その根拠については後述する。

(32) 『吹萬録』卷二〇、付、吹萬禪師塔銘。

(33) 湖北省房県に発する沮水が、當陽県で、これと合流する辺りをいう。

(34) 原志は胡琦編、その続輯本『玉泉寺志』卷二、卷三、『新續高僧傳』卷二一。

(35) 聚雲は東旭が辞去するに当り、送別の語を寄せて惜別の情を表わしている。『萬録』卷一三一一三。

(36) 山は營山県東北七十里にあつて小蓬山と対峙す、と。『大

『續燈正統』と聚雲法門(II) (長谷部)

- 明一統志』卷六八—二〇。靈鷲寺は同県東六十里にあり。
- (37) 灼然は不幸にして聚雲に先んじて世を去った。それは師の悲傷して止まない痛恨事であった。『吹萬録』卷一五一—五。
- (38) 師は自らの道縁浅陋な事に疑念を懐き、波神に赴き来生を需むるが可ならんと覚悟を決したが一老僧に諭され思い止まった。師の窮状を見て密友湛持が講筵に参ずることを勧めたので、行を偕にした。
- (39) 鐵壁はこの年、師命によって侍寮に入っており、事は決行されなかつたようである。
- (40) 忠州の南五十里、峭壁高峻なる所、聚雲による「建菊庵縁起」参照。『吹萬録』一九—七。
- (41) 聚雲は觀音庵に暫く寓居した。朝宗念が来り参じたのはこの時であろう。『續燈正統』卷一六一—九。中華藏二—七七、卅續藏二—乙一七—三(一四四)一三四—一。
- (42) 密雲圓悟(一五六六一—一六四二)を指す。当時その法席昌盛を謳われた。『續燈正統』聚雲の伝中にもこの事に言及する。卷一六一—一。
- (43) 「示隱首座『吹萬録』卷二〇—六。
- (44) これによって隠然が鐵壁の別号であることが明白である。
- (45) 夔州府萬県にあり、聚雲、のち三山が晋任した聚雲派法化の拠点の一。
- (46) 山は重慶府忠州酆都県東北三里にあり、道書には七十二福地の一とす。『續史方輿紀要』六九。
- (47) 鐵壁が平都地蔵に灼然に謁したのは天啓四年のことであり、再開の地蔵院建立は、それより凡そ十八年を経過した崇禎十四年のことである。両者の関連については未確認、再建か。
- (48) 『鐵壁録』に、入院に際しての三門、佛殿、祖師殿、三教堂、方丈における法語が録せられている。そのうち佛殿については「巍巍堂堂云々」と述べられており、院の規模を窺うことができる。恐らく寺基を拡張し伽藍を新建し、面目を一新したものであろう。
- (49) 江西省南章府豊城県の人、諱は汝學、原任北京工部主政、督荆南稅奉差、のち水部尚書『續燈正統』卷一八一—六。
- (50) 石砮は忠州東南の地、漢には臨江県南境、宋代石砮安撫使、明初宣撫使を置き重慶府に、次いで夔州府に属す。明末宣撫使司馬千乘の妻良玉は夫が獄死した後、その職を領し兵を率いて入京し勤王、夫人に封ぜられた。『明史』卷二七〇—二、『小腆紀傳』卷三五—一八。併せて注(8)参照。
- (51) 石砮県西南、長江南岸に位置し、涪陵江が長江に流入する所、唐に涪陵郡、明清重慶府涪州、民国涪陵県。
- (52) 明末以降、姚黃、奢崇明、張獻忠等による反乱については先に触れたところであるが、甲申の変以後も川東は諸盜の窃居となつたとされており、世情不穩な状態が続いた。
- (53) 同年中、師は青山頂堂に遷り、三山が師に随行した。
- (54) この年、穀物実らず、野菜瓜根を食し、米を升い湯を沸かして飲みながら前後策を講ぜんとしたが、秦桂森の護持を

頼みとする他なく、三山が、その二子を訓えることで飲食衣食を供し、金子が贈られるといった事が話題となったものの、三山の受け容れるところとはならず、事は終った。

(55) 蜀の地で長溪といえは夔州府巫山県西北の長溪河鎮以外に見当たらない。

(56) 玉山、玉印山のこと、また石寶山、前出、忠州北九十里、熊文稷に「登石寶巖七古」の作あり。山腰の石壁に雲凡と題すと。庵はその近辺か。

(57) 嘉興藏に収められている吹萬語録に、別刻正録十卷、廣録三十種共六十六卷、版存、忠州治平禪院と見えている。

(58) 夔州府梁山県太平山慶忠寺『鐵壁語録』巻上一一。

(59) 喬松億（一六一九—一六六八）は隣水の人、俗姓は馮、崇禎庚辰、鐵壁は「氣志箴」を三日も偈を書いて之に付したという。中華藏七七一四四〇。

(60) 梵雲映（一六二五—一六九七）は、酆陵の冉氏の出、鐵壁に平山に参じ、石砮三教、青山聖佛に随侍し、付法せられて忠州牛首山雲巖寺に出住、語録（不分卷）あり。中華藏七九一四八四。

(61) 方斗は後に太平山慶忠寺として知られ、鐵壁はしばしば「慶忠」と呼ばれている。

(62) 重慶府忠州福城山慶雲寺、のち衡山はここに晋住した。
(63) 「三山年譜」には雙桂に居る、とある。ただ破山はこれより先、順治九年に、姚護法の請を受け金城寺に出住している。

『續燈正統』と聚雲法門(II)（長谷部）

金城寺は雙桂禪院から遠く距つてはいない。因みに「破山年譜」順治十六年の条には、再会の事に全く触れられていない。

(64) 順治十年、師はここに説法、崇聖禪院は、忠州の東、玉印山の前方に在り。翌十一年には、三山が法席を主つた。

(65) 南濱については先に注記して触れたが、それとは別に錦江の南に南濱と呼ばれた地があつたという。錦江は成都の北西部を貫流する岷江の支流で、源を郫県に発し華陽県に至り郫江と合する。錦江はとくに華陽城内の部分についていうようである。

(66) 天則是、山鐸在の嗣天則機能とは別人。

(67) 治平は忠州城東門外にあり、唐の龍興寺、康熙十年、知州劉肇孔によつて重修され、同四十九年、振宗の号を勅賜された。

(68) 萬峰の語録中、「憶高峰億和尚」に奉命持衣到楚天云々と記されている。『萬峰童眞禪師語録』中華藏二一七七所収、巻二一八。

(69) 塔院は、州の東北高峰山にあり。康熙四十三年の建立で、塔前に院が創せられ、塔院と名づけられた。朱職が「塔院記」を撰している『忠州直隸志』巻三三四五。

(70) 「鐵壁年譜」の編者萬峰は、自らの名を除外して挙げていないから、これを加えた計数。

(71) 吹萬が法化の拠点とした聚雲禪院は、忠州の北一里、三目山にあつた。慧芝の号はこれに因んだものとも考えられる。

『續燈正統』と聚雲法門(Ⅱ)(長谷部)

三目は山勢平遠、豊亘して目の如くなるもの三、これによつて名が起る、と。

(72) 川南三十里にあり、明初、東明(蜀の出である永慈か)が留錫したことにより、名を得たとされる。眉山燈甫もここに出住した。『忠州直隸志』卷三十一四二。

(73) 聚雲が初め、蔚然西堂に付したものの。本文は『續燈正統』卷三十一〇に収める。また本稿三―3参照。

(74) 忠州城西二里、郭屏山にあり。唐に龍昌寺。山頂、山腰、山下と三ヶ寺が存した。俗に治平を龍昌とするのは誤りだという。『蜀中名勝記』には、西山の頂にあるものを巴臺寺、下寺を治平という、とある。同書、卷一九一―一六。『忠州直隸志』卷三十一三七。

(75) 「鐵壁年譜」康熙五年。

(76) 『續燈正統』卷一八一―八。

(77) 鐵眉の号は、稀有であり異様な感がしなくてもないが、それは吹萬が臥梅に在った時、勞を嫌わず師側に侍した。偶々熟視するにその眉、恰も鐵の如くなりしに由る、と。これは一面聚雲の受けた鮮烈な印象を投影するものであろうが、他面師の強固な意志、淳朴な風貌を端的に伝える道号であると見えよう。

(78) 『吹萬録』卷二〇一六。

(79) 『續燈正統』には「一載」とあり、同一内容の問答が続くが、ここには「一行状」による。

(80) 「一行状」には「拍掌三下」と記す。

(81) 福清県令との問答中に「山僧不識字」と見え、また三山の「宗統頌」には「説法如流、惜師目不識丁語」と記されている。

(82) 巴掌は、手のひらの意、上堂の語に、開經偈には甚深微妙の法の見聞受持をいうが、老僧は然らずとし、「三掌に打來す微妙の法、當下に了然たり。思議すること難く、却つて見聞を離れ本より受持す。これは是れ吾宗の眞實義」と述べられている。大佛寺上堂法語。

(83) 聚雲の臨終に、巴掌は偈を呈して許され、この号を授けられたという。『吹萬録』卷二〇一七、「示三巴掌」。

(84) 譚正乾の撰した「一行状」には、「其偈脩長、蠶眉河目、廣額豐頤、鬚如螺、結先爲瑠璃廠藝」とある。異相というべきであろう。

(85) この時は、破山が巴掌に問法した形になっている。

(86) 『鐵眉録』住山歌、焦都司との問答等参照。

(87) 湖北省施南府恩施縣内、萬県からは板橋、木貢村を経てこの地に至る。

(88) 浙江の提督陳世凱、法諱燈靜、諡襄敏。巴掌下の罷參の居士の一人。『續燈正統』卷十八に略伝を載す。

(89) 耳庵は先に鐵壁下に在って、記室を掌つた人である。語録は、中華藏二一五八に収められている。

(90) 『印度學佛教學研究』第二八卷第一号、五六頁以下。

(91) 『續燈正統』は、巴掌の応請を順治己丑(六年)とし、同年十二月牟公の封に応じ、翌年遷化した、と記している。

(92) 『氷絃法禪師語録』上堂の語参照。中華藏二一七七、四四四付。

(93) 『耳庵嵩禪師語録』の記による。正統には、巴掌の寂後に耳庵が靈峰に晋住したとする。靈峰は、靈峰山雲集を指すのであろう。順治九年に鐵壁が住山しているが、耳庵語録にはその事をいわない。正統に、靈峰における上堂の語として挙げるものは、熊耳におけるそれである。